

四 生産地における消毒
 (一) くん蒸施設において、エチレンダイブローマイドを使用して二時間くん蒸すること。この場合における湿度及び果実温度は、次の表の一の項から三の項までのいずれかに定めるところによる。

濃 量	果実温度
一 くん蒸施設の内 容積一立方メートル当たり二十四グラム	二十度以上
二 くん蒸施設の内 容積一立方メートル当たり三十一・二グラム	十五度以上二十度未満
三 くん蒸施設の内 容積一立方メートル当たり四十一グラム	十度以上十五度未満

五 くん包及び封印
 (一) 消毒される生果実には、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりくん包されていること。

六 各くん包には、オーストラリア連邦植物防疫機関による封印がなされていること。
 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物防疫終了している旨の表示がなされており、また、そのくん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第七百八十号
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の二の項の台湾から発送されるソロ種のパイヤの生果実並びにアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定

め、昭和五十七年六月一日から施行し、昭和五十七年六月十二日農林省告示第五百七十八号(植物防疫法施行規則別表一の二の項の台湾から発送されるソロ種のパイヤの生果実並びにアーヴィン種及びハーディン種のマンゴウの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)は、昭和五十七年五月三十一日限り廃止する。
 昭和五十七年五月二十日
 農林水産大臣 田澤 吉郎

一 植物及び地域
 ソロ種のパイヤの生果実並びにアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて、台湾の植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。
 二 輸送方法
 船積貨物、航空貨物又は航空機手荷物(旅客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。以下同じ)として輸入されたものであること。
 三 生産地における検査及び証明
 (一) 台湾の植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は付着する旨記載されている台湾の植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。

(二) 植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
 ア ミカンコミバエ又はウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。
 イ 四の消毒が行われたものであること。
 (三) 植物防疫証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。
 四 航空機手荷物として輸入される場合にあつては、(一)の植物防疫証明書又はその写しとそのくん包の表面に添付されているものであること。

四 生産地における消毒
 (一) パパイアの生果実については、四十六度から五十度までの温水中に二十分間浸漬した後、くん蒸施設において、その内容積一立方メートル当たり十四グラムのエチレンダイブローマ

イドを使用して二十度以上の温度で二時間くん蒸すること。
 (二) マンゴウ生果実については、くん蒸施設において、その内容積一立方メートル当たり十六グラムのエチレンダイブローマイドを使用し、二十度以上の温度で二時間くん蒸すること。
 (三) (一)及び(二)のくん蒸を行う場合、生果実は、未包装のままではなく蒸を行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十パーセントを超えないこと。
 (四) くん包及びくん包場所
 (一) 消毒された生果実には、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりくん包されていること。
 (二) (一)のくん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

七 表示
 (一) 各くん包には、台湾の植物防疫機関による封印がなされていること。
 (二) 航空機手荷物の保管場所
 航空機手荷物として輸入される場合にあつては、当該生果実が台湾の植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。
 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物防疫終了している旨の表示がなされており、また、そのくん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第七百八十一号
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の四の項のカナダから発送されるランパート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、昭和五十七年六月一日から施行する。
 昭和五十七年五月二十日
 農林水産大臣 田澤 吉郎

一 植物及び地域
 ランパート種のさくらんぼの生果実であつて、カナダのうち、カナダ植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法
 船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
 三 生産地における検査及び証明
 (一) カナダ植物防疫機関により検査され、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は付着する旨記載されているカナダ植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。
 (二) 植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
 ア コドリングに侵されていないものであること。
 イ 四の消毒が行われたものであること。
 (三) 植物防疫証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 くん蒸施設における消毒
 (一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用し、二時間くん蒸すること。この場合における湿度及び果実温度は、次の表の一の項又は二の項に定めるところによる。

濃 量	果実温度
一 くん蒸施設の内 容積一立方メートル当たり三十二グラム	二十二度以上
二 くん蒸施設の内 容積一立方メートル当たり四十八グラム	十七度以上二十二度未満

(一) のくん蒸は、未包装のままで行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の四十九パーセントを超えないこと。
 五 くん包及びくん包場所
 (一) 消毒された生果実には、コドリングの侵入するおそれがないと認められる材料によりくん包されていること。
 (二) (一)のくん包は、コドリングの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。
 (三) 各この包には、カナダ植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

(一) 三の(イ)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていなければならないこと。

(二) (イ)の仕向地の表示は、こん包の三面以上になされていなければならないこと。

○農林水産省告示第七百八十二号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

- 一 保安林の所在場所 農林水産大臣 田澤 吉郎
川字皆ノ瀬六四の一から六四の六まで、六六の一六、六六の一八、六六の一九、六六の二〇、六六の二五(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、平井字櫻谷九三から九五まで、字川又一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三から一四六まで、一四七の一、一四八の一、一四九の一、一五〇の一、一五一の一、一五二の一、一五三の二、一九八の二の一、一九八の二の七から一九八の二の一まで、相川字ワボラ三九の一五から三九の一七まで、三九の六〇、字瀬戸二〇の二、二〇の三、二〇の六、二二の一から二二の三まで

- (イ) 指定の目的 水源のかん養
- (ロ) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
二 保安林の所在場所 徳島県海部郡海南町小川字音木下一三
- (イ) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (ロ) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(イ) 次の(イ)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び海南町役場に備え置いて閲覧に供する。

○農林水産省告示第七百八十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大分県南海部郡宇目町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(イ) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、大分県南海部郡宇目町(次の図に示す部分)期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (ロ) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(イ) 次の(イ)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び宇目町役場に備え置いて閲覧に供する。
- 通商産業省告示第八十五号
計量法施行規則(昭和四十二年通商産業省令第八十号)第四百七条の規定に基づき、計量教育所の入所試験に関し必要な事項を次のように告示する。
昭和五十七年五月二十日
通商産業大臣 安倍晋太郎
- 一 試験科目 昭和五十七年七月二十七日(学科試験)同日二十八日(身体検査)
- 二 試験場所 計量研究所(東京都東村山市富士見町五丁目十二番三十七号)

計量研究所名古屋支所(名古屋市中区三の丸二丁目五番二号)

計量研究所大阪支所(大阪市北区扇町二丁目六番二十号)

計量研究所福岡支所(福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 福岡第二合同庁舎別館)

三 試験科目 一般常識 数学 物理学

四 受験資格
(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者

(2) 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者

(3) 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校卒業科を修了した者

(4) 大学入学者資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)による資格検定に合格した者

(5) 通商産業大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学力を有する者と認定した者

五 教育内容の概要 計量関係事務に従事する通商産業省、都道府県、市町村及び指定検定機関の職員並びに計量士にならうとする者に必要な技術及び実務

六 入所予定人員 約六十名

七 受験願書提出期日 昭和五十七年五月二十日から六月十九日まで

八 受験願書提出先 189 東京都東村山市富士見町五丁目十二番三十七号 通商産業省計量教育所

九 提出書類(各一通)
(1) 入所試験受験願書(計量法施行規則様式第九十一によるもの)
(2) 履歴書(計量法施行規則様式第三十によるもの)
(3) 写真(試験期日の前六月以内に正面、半身、脱帽で撮影した手札型のもので、裏面に氏名を自署したもの)
(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校の卒業証明書及び成績証明書若しくは旧高等学校令による高等学校卒業科の修了証明書及び成績証明書若しくは文部大臣が交付した資格検合格証明書又は計量法施行規則第四百四十四条の二の規定により通商産業大臣が認定したことを証する書面

(5) 健康診断書
(6) 都道府県、市町村又は指定検定機関の職員にあつては、都道府県知事、市町村長又は指定検定機関の長の推薦書
(7) 事業所又は事務所で使用されている者(前身の職員を除く)であつて、当該事業所又は事務所の長の推薦により入所試験を受けようとするものにあつては、当該事業所又は事務所の長の推薦書
(8) あつて名を明記した返信用封筒(定形のものに限る。)

○通商産業省告示第八十六号
計量法施行規則(昭和四十二年通商産業省令第八十号)第七十二条の五の規定に基づき、環境計量講習に関し必要な事項を次のように告示する。
昭和五十七年五月二十日
通商産業大臣 安倍晋太郎

一 受講資格 環境計量士の試験に合格した者

二 講習期間
(1) 昭和五十七年七月十九日から二十四日まで(実習)
(2) 昭和五十七年八月十六日から二十一日まで(実習)

(3) 昭和五十七年九月二十七日から十月二日まで(学科)
(4) 昭和五十七年十月二十五日から三十日まで(実習)
(5) 昭和五十七年十一月十五日から二十日まで(実習)

(6) 昭和五十七年十二月六日から十一日まで(学科)

三 講習内容の概要 環境計量士にならうとする者に必要な学科及び実習

四 受講予定人員 実習については約五十名、学科については約二百名

五 受講申請書の提出期限 昭和五十七年十月三十日まで

六 受講申請書の提出先 189 東京都東村山市富士見町五丁目十二番三十七号 通商産業省計量講習所

七 提出書類(各一通)
(1) 受講申請書(計量法施行規則様式第四十の二によるもの)

(2) 履歴書(計量法施行規則様式第三十によるもの)